

双葉町告示第 28 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、町道路線の区域を次のように決定する。

その関係図書は、令和 8 年 6 月 15 日から令和 8 年 6 月 29 日まで双葉町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 15 日

双葉町長 伊澤 史朗

路線 番号	路線名	区間	決定・ 変更の 区別	敷地の 幅員 (m)	総延長 (m)
540	駅西 5 号線	大字長塚字蛭子堂 1 番 1 地先 から	決定	3.8 ~7.8	190.8
		大字長塚字蛭子堂 1 番 1 地先 まで			
541	駅西 6 号線	大字長塚字蛭子堂 1 番 18 地先 から	決定	4.0 ~4.0	16.0
		大字長塚字蛭子堂 1 番 18 地先 まで			
542	駅西 7 号線	大字長塚字蛭子堂 1 番 19 地先 から	決定	4.0 ~4.0	47.0
		大字長塚字蛭子堂 1 番 19 地先 まで			